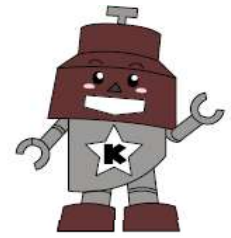


外国人介護職員向けの集合研修等を

実施した場合に補助金を交付します！！

外国人介護職員の円滑な就労・定着を支援することにより、介護人材不足の解消や介護サービスの質の向上を図るため、介護職種の外国人を対象とした集合研修等を実施した事業者に対し補助金を交付いたします。お早目に申請してください！



川口市マスコット「きゅぼらん」

1 補助対象者

補助対象事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる市内で介護サービスを運営する者

2 補助対象事業

補助対象事業は、以下の2つの事業とします。詳細については、裏面記載のホームページにてご確認ください。

(1) 介護職種の外国人を対象とした集合研修等事業

①研修対象者

市内で就労する介護職種の外国人

②研修内容

介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（介護の基本、コミュニケーション技術、移動・食事・衣服の着脱・排泄・入浴の介護、文化の理解、介護の日本語、認知症の理解等）。また、講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

(2) 外国人介護職員受入施設等職員を対象にした研修事業

①研修対象者

外国人介護職員受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員

②研修内容

外国人介護職員を受け入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護職員が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護職員受入事例の紹介等。

3 補助基準額

1事業者あたり上限20万円（補助基準額の範囲内で10/10）

※予算に限りがあることから、予算額の上限に達した時点で申請を打ち切ることがありますので、予めご了承ください。

4 補助対象経費

介護職種の外国人を対象とした集合研修等事業もしくは外国人介護職員受入施設等職員を対象にした研修事業の実施に要する費用

【給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）、その他市長が適当と認めるもの】

5 申請方法

下記のホームページにて研修実施計画書及び交付申請書をダウンロードし、申請期限までに下記提出先へ持参、郵送（期限必着）またはメールにて提出

6 申請期限

令和5年5月31日（水）

7 申請の流れ

（施設等→市）研修実施計画書及び交付申請書を提出



（市→施設等）交付決定通知



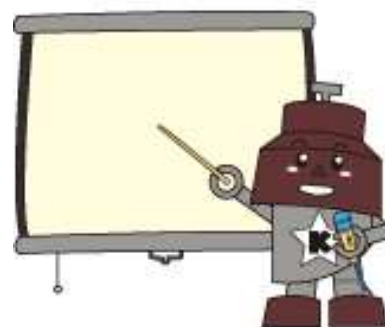
（施設等）外国人介護職員受入支援事業を実施



（施設等→市）実績報告書及び請求書を提出



（市→施設等）交付確定通知及び支払い



川口市マスコット「きゅぼらん」

8 申請にかかる交付要綱及びQ&A

下記のホームページにて公開しておりますので、ご確認ください。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/050/2/jigyoushouneikanren/28262.html>

該当ページQRコード



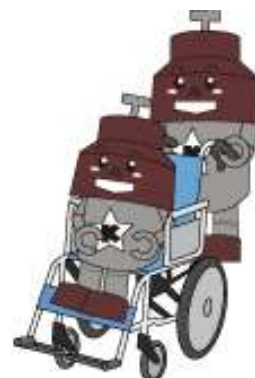
9 提出・お問い合わせ先

川口市福祉部介護保険課事業者係

川口市青木2-1-1（第一本庁舎2階）

TEL：048-259-7293（直通） FAX：048-258-7493

Mail：087.04030@city.kawaguchi.saitama.jp



川口市マスコット「きゅぼらん」